

(ビデオ対談) あれば、安倍政権によるクーデターだった  
石川 健治と神保 哲生、宮台 真司との対談

<http://www//videonews.com>

安保法案、政権与党の衆院本会議単独可決までの経過

2015.7.15 安全保障関連法案が衆院特別委員会で強行採決され、自民・公明両党の賛成多数で可決。安倍首相は締めくくりの総括質疑で、「残念ながらまだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と自ら認めたにも拘わらず。翌16日、同法案が衆院本会議で単独採決が強行され、政権与党単独の賛成多数で可決され、参院に送られた。

(出所) <https://www.youtube.com/watch?v=4VLYUqQN43s2015.7.18> 2015.7.18 公開

森松 幹治 聞き書き他を元に、小見出しを付加して転載 2015.12.28

石川 健治(1962～) 東京大学法学部大学院教授、立憲主義の危機を訴える憲法学者  
神保 哲生(1961～) 早稲田大学大学院客員教授、ビデオジャーナリスト  
宮台 真司(1959～) 首都大学東京教授、社会学者

神保 安全保障関連法案の衆院本会議可決 2015.7.16 と、それ以前の同法を目指した閣議決定 2014.7.1 の持つ意味をどう捉えていますか。

石川 後の世からは閣議決定の方が問題だったと評価されるだろうと思う。あの閣議決定では、法理論上許されないことを、その時点でやってしまったんだということが大事で、その論理的帰結が衆院同法可決であり、ひどい出来事だと思う。やや口幅ったい言い方ですが、6月頃※から私の先輩の長谷部恭男さん達の活動が多分2014.7.1まで戻せたと思う。その以前までは戻せなかったが、そういう感じをしている。

※2015.6.4 衆院憲法審査会参考人質疑にて、三憲法学者が全員安保関連法案は違憲と発言。

あくまで、集団的自衛権ではなくて個別的自衛権ですよというのは、今育てているのはウグイスですよ、と国民に向けてやっている訳です。ところが集団的自衛権を解禁状態にすることによって何を狙っているかということ、一般には抑止力が増すと。ところが抑止力というのは、あくまでもウグイス(個別的自衛権)ですよといっていたんでは発生しない訳ですよ。絶対は発生しません。

この位のことで仮想敵国がビビったりすることはない。だから対外的には、これはホトトギス(集団的自衛権)だと言わざるを得ない。これが外交というもので、内と外とを使い分けている。結局はホトトギスになっちゃうということになる。内向きには弱いハードルしか付いていませんが、対外的に集団的自衛権というシグナルを送らざるを得ないし、それに見合ったプラクティス(実行)を伴わせるしかないことになってきますから。この安保法制の仕掛けの危険なところそこなんです。

宮台 抑止力とは反撃能力をちらつかせて反撃すること、これを9条の元で持てるという解釈が、どこをどうふって出来るかが、玄人にしても素人の私でも全然分からない。しかし、そういう話がどうどうと罷り通っていることを考えると、正に2014.7.1の閣議決定で解釈改憲が出来る、そのためのお膳立てとして内閣法制局長官を「お友達」にすげ替えるという、こういうことをやってきたんですね。

神保 今回の採決でも、去年の閣議決定でも、戦後の終わりと言い方もされましたが、日本の市民社会が失ったものは何になりますか。

石川 色んなものが毀損されたと思いますね。これだけの無理押しした訳ですから、まずは理屈を突破されたことが非常に痛いと思う。憲法学者が、今回色々な形で言おうとしたのは理屈が通らないということですね。理屈だけで本当は恐ろしい権力の顕在化を防ぐというのが法治主義、立憲主義ですからね。だから理屈だけは守ってもらわないとどうにもならない訳ですよ。

宮台 本当は理屈でコントロールされる権力が理屈を撥ね退けてしまったことを、法的連続性の切断、あるいは法の破砕、これはクーデターにも比するべき振る舞いだったんですね。

神保 石川クーデター論ですね。先生の書かれたものを次にまとめてみました。石川先生が言われたことをブレイクダウンするとこういうふうになると思います。

### 憲法の空文化

解釈改憲で法的連続性を切断

### 統治機構システムを解体

中枢に「お友達」を送り込む

### 権力の目的外使用

メディアへの圧力、解散権の濫用、改憲論議の押し付け

宮台 先ほど佐々木惣一が、違憲合憲とは別に立憲非立憲のカテゴリーを使った記述することが適切だと言われましたが、それについて説明してください。

## 佐々木惣一(1878-1965)※の立憲非立憲

石川 では憲法の空文化以前に、立憲非立憲の話を致します。京都帝国大学で活躍された立憲主義者、違憲合憲とは別に立憲非立憲という問題を考えなくてはいけない。とりわけ、立憲的な政治家はそのことを重視しなければならないのだ。

当時の明治憲法は、あえていうと外見的立憲主義だった。外見的立憲主義は一定の評価をしてはいるが、形の上では立憲主義だが中身は専制主義だという捉え方をした。つまり、真髓まで立憲的権力になっていなくて、外側だけ立憲主義に似せている。よく言われる比喻として、立憲主義の鎧の中に専制主義が見え隠れしている状態を指す。

どうということになるかということ、憲法に書いてあることは約束したことだから守りましょう。しかし、憲法に書いていないことは専制権力としてやらせてもらいますという典型的な外見的立憲主義の現れ方だ。

そういう状況の中で、仮に憲法に書いていないこと、あるいは明確に違憲だといえないことについても、本当の立憲的な権力であるためには、それは非立憲であるんだ合憲かもしれないが。一見して明白な違憲ではないかもしれないが、非立憲であるという考え方を身に着けなければならない。自然にブレーキがかかるようにしなければならないと力説された。大正デモクラシーを演出してゆかれた方だった。

これが目安となるが、今立憲非立憲を言わなければならないのは絶望的に残念なことだ。今日の前にいる権力は、既に専制権力であって、日本国憲法を外見的立憲主義の様相をもって扱おうとしている。

※厳密な文理解釈と立憲主義を結合した憲法論を説き、東の美濃部達吉とともに、大正デモクラシーの理論的指導者として活躍し、弟子の大石義雄とともに憲法学における京都学派を築いた。1933年「滝川事件」に抗議して辞職。同事件では法学部教授団の抗議運動の中心として活動するなど、大学自治の擁護に努めた。1945年には内大臣府御用掛として憲法改正調査に当たり、いわゆる「佐々木憲法草案」を作成している。その後は、貴族院における日本国憲法の改正審議に参画し、日本国憲法への改正に反対した。

### 立憲非立憲

政治はもとより憲法に違反してはならぬ。しかも憲法に違反しないのみをもって、直ちに立憲だとはいえない。違憲ではないけれどももしか非立憲だとすべき場合がある。立憲的政治家たらんとする者は、実にこの点を注意せねばならぬ。違憲とは憲法に違反することをいうに過ぎないが、非立憲とは立憲主義の精神に違反することをいう。

違憲はもとより非立憲であるが、しかしながら、違憲ではなくとも非立憲であるという場合があり得るのである。然されば、いやしくも政治家たる者は、違憲と非立憲との区別を心得て、その行動の旨ただに違憲たらざるのみならず、非立憲ならざるようにせねばならぬ。彼の違憲だ、違憲ではないという点のみをもって、攻撃し、弁護するがごときは、低級政治家の態度である。

佐々木惣一 ウィキペディア・フリー百科事典抜粋を転載  
完

## 「非立憲」政権によるクーデターが起きた

### ホトギスの卵が孵化すれば

卵をこっそり産み、結局は巣を乗っ取ってしまう。集団的自衛権の問題はこのたとえたとえにふさわしいと思う。2014年7月1日に、政府は、集団的自衛権を小さく産み落とすことに成功しました。

個別的自衛権行使の量的拡大にすぎないかのような体裁に見せて、実際には質的に異なるものを持ち込んだ。もちろん、いわゆる「新三要件」の起草段階では、公明党や内閣法制局の努力もあって、既存の個別的自衛権の枠内に押さえこもうとした。

しかし、集団的自衛権という産み付けられた卵は、ウグイスの子だと内閣法制局や公明党がどれだけ言い繕ってみても、やはり着実にホトトギスの子として育てている。

たとえば安全保障法制の議論をしてみると、何かといえ地球の果てまで自衛隊が行ける話になってしまう。国内向けにはウグイスの子として育ててきたものの、やはりそれはホトトギスの卵であって、大きく育てウグイスの巣を占領しつつあります。そのことが、次第に明らかになってきた一年間であったように思う。

### 「法」の破砕が起こった

時間が一年巻き戻されたとなってみれば、あらためて2014年7月1日に起こった出来事を考え直す必要があります。あれは、私は法学的にはクーデターだったと思う。

私はかつて朝日新聞に、憲法手続きを定める九六条を改正しようとする策謀は、法学的には革命の教唆であると書いたことがある。(2013年5月3月付「九六条改正という『革命』」)。

革命というのは、法学的な側面からいえば、憲法制定権力としての国民そのものが動く、もしくは憲法の大本にある規範が動くことで、法秩序の連続性が切断される事態のことだ。「法の破砕」ともいいます。厳密な法理論に立ち入ることは避けませんが、憲法の条文を改正する手続きを定める条文は、既存の憲法典の秩序構造のなかで、他のすべての条文よりも高い地位にありますから、それを壊す行為は、憲法典全体を転覆させる行為であるわけだ。

しかし、安倍政権は、国民に信を問うことなく、閣議決定により、法的連続性を切断してしまった。国民もしくは大本の規範は動かないまま、政府レベルで法秩序の連続性の破壊が起こった場合を法的にはクーデターという。

クーデターとは「法の破砕」の一種。だから2014.7.1の出来事はクーデターだ。国民が「革命」に動かないとわかると、今度は、国民を置き去りにしてクーデターに走ったわけだ。しかし、クーデターを引き戻そうというアンチ・クーデターの動きが出てきて、政治日程に関してはほぼ一年巻き戻された。これは日本の立憲主義にとって歴史的な出来事だと思う。

石川健治 集団的自衛権というホトトギスの卵

(出所)「非立憲」政権によるクーデターが起きた「世界 2015.8」岩波書店より抜粋